

事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	刑務所出所者等就労支援事業	
主管部局・課室	職業安定局就労支援室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	Ⅳ	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
個別目標	4	就職困難者等の円滑な就職等を図ること

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）
①現状分析 刑務所の1日平均収容人員は、平成7年度以降、大幅に増加しており、また、少年院の収容人員も平成7年以降高止まりで推移している。これに伴い、刑務所等を出所後に保護観察に付される者も大幅に増加している現状にある。特に、保護観察中で就労していない者の再犯率は、就労している者に比べて非常に高くなっている。
②問題点 刑務所出所者等は多くの場合、社会復帰後に十分な貯蓄や住居の確保といった生活基盤が確立していないこと、その前歴が故に社会から排除されやすいことなどから、就労活動に向けた条件が整っておらず、就労機会が制約されているところである。
③問題分析 刑務所出所者等に対して、円滑な就労活動の前提となる生活基盤の整備対策や社会の理解を促進するための対策等を総合的に推進するとともに、体系的な就労支援を行うことは、本人の改善更生・社会復帰を実現するものであり、さらに、その再犯の防止や社会全体の安定、治安再生の推進に資するものであることから、我が国にとって喫緊の課題となっている。
④事業の必要性 再犯の防止や社会全体の安定、治安再生を図るため、法務省との連携の下、刑務所出所者等に対する就労支援を強力に推進する必要がある。
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
①現状分析 刑務所の1日平均収容人員は、平成16年に80,589人であったところ、平成19年は84,400人となっており、依然として高止まりで推移している。また、刑務所等を出所後に保護観察に付される者は平成16年以降やや減少傾向が見られるものの、平成19年においては57,694人となっており、こちらも依然として高止まりで推移している。法務省保護局の調査によると、保護観察中で就労していない者の再犯率は、就労している者の再犯率の約5倍と非常に高くなっている。
②問題点 刑務所出所者等は多くの場合、社会復帰後に十分な貯蓄や住居の確保といった生活基盤が確立していないこと、その前歴が故に社会から排除されやすいことなどから、就労活動に向けた条件が整っておらず、就労機会が制約されているところである。
③問題分析 刑務所出所者等に対して、円滑な就労活動の前提となる生活基盤の整備対策や社会の理解を促進するための対策等を総合的に推進するとともに、体系的な就労支援を行うことは、本人の改善更生・社会復帰を実現するものであり、さらに、その再犯の防止や社会全体の安定、治安再生の推進に資するものであることから、我が国にとって喫緊の課題となっている。

④事業の必要性 再犯の防止や社会全体の安定、治安再生を図るため、引き続き法務省との連携の下、刑務所出所者等に対する就労支援をより一層強力に推進する必要がある。					
現状・問題分析に関連する指標					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 刑務所等1日平均収容人員	80,589	82,810	84,352	84,400	—
2 刑務所出所者等数	62,660	60,388	59,331	57,694	—
(調査名・資料出所、備考) 矯正統計年報Ⅰ・Ⅱ及び保護統計年報(法務省大臣官房司法法制部)による。 ※平成20年の数値は平成21年9月ごろ確定する予定。					

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(更生保護法人)
--

(2) 事業の内容(概要)

刑務所出所者等に対する生活基盤整備、就労支援策等を総合的、一元的に実施するスキームを創設し、これらの者の社会的自立を効果的に推進するとともに、ハローワークと刑務所及び保護観察所等との連携の強化を図るため、以下のような就労支援事業を強力に推進することとする。

(1) 刑務所及び少年院と連携した職業相談・職業紹介等の実施

- ① 釈放前の職業相談・職業紹介及び職業講話の実施
- ② 受刑者及び在院者に対する就職ガイドブックの配布

(2) 社会的自立推進機関を通じた就労支援の実施

- ① 職場体験講習の委託
- ② 試行(トライアル)雇用奨励金の支給
- ③ セミナー・事業所見学会の実施

(3) ハローワークの職業相談体制の強化

- ① ハローワーク職員等による就労支援メニューの策定
- ② 担当者制による職業相談・職業紹介の実施
- ③ 公共職業訓練の受講あっせん
- ④ 協力雇用主等を対象とした求人開拓等
- ⑤ 職場適応・定着支援

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他()					
予算額(単位：百万円)	H18	H19	H20	H21	H22
	383	166	175	235	235
※「H22」については予算概算要求額					

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標	
・就職率	
・支援対象者数	
政策効果が発現する時期	

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 刑務所出所者等就労支援事業の終了者に占める就職者の割合(%)	— 【—%】	— 【—%】	32.2 【—%】	31.6 【—%】	29.0 【—%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。					

事業開始が平成18年であるため、平成16～17年欄の数値は記載できない。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H16	H17	H18	H19	H20	
1	刑務所出所者等就労支援事業により支援を受けた者の数(人)	— 【—%】	— 【—%】	2,112 【—%】	4,806 【—%】	5,599 【—%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。 事業開始が平成18年であるため、平成16～17年欄の数値は記載できない。						

5. 事前評価の概要

必要性の評価	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
(理由)	刑務所出所者等に対し就労支援を行うことは、本人の改善更生・社会復帰を実現するものであり、さらに、その再犯の防止や社会全体の安定、治安再生の推進に資するものであることから、行政が関与し、適切な就労支援を行う必要がある。
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
(理由)	刑務所出所者等に対する就労支援は、治安対策としての再犯防止の観点からも、国の責任において国が実施すべきものである。
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
(理由)	本事業は、一般の者に比べ特別な配慮が必要な者に対する就労支援であり、国がセーフティネットとしてあらゆる職業紹介を取り扱い、専門的なノウハウも有するハローワークを通じて実施することが適当である。 ただし、就労支援事業の一部については、更生保護事業の実施及び普及・啓発に関するノウハウ等を有し、保護観察所との連携を有する更生保護法人に委託することとしている。
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(理由)	刑務所の1日平均収容人員は、平成7年度以降、大幅に増加しており、また、少年院の収容人員も平成7年以降高止まりで推移している。これに伴い、刑務所等を出所後に保護観察に付される者も高止まりで推移している現状にある。特に、保護観察中で就労していない者の再犯率は、就労している者に比べて非常に高くなっていることから、刑務所出所者等の就労支援については、早急な対応が必要である。
有効性の評価	
政策効果が発現する経路	円滑な就労に向けた条件を整備するために、日常生活の自立や社会生活への適応等を支援するとともに、ハローワークが中心となって、刑務所等と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある者を選択 → 担当制による職業相談、公共職業訓練の受講あっせんなどを実施する就労支援事業を実施 → 刑務所出身者等の就労による自立
これまで達成された効果、今後見込まれる効果	本事業を実施することにより、刑務所出所者等に対する就労が促進され、より多くの刑務所出所者等の就労による自立が期待される。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項	特になし。
効率性の評価	
手段の適正性	刑務所出所者等の改善更生・社会復帰を実現するために必要な就労支援を刑務所等と国の職業紹介機関であるハローワークが連携して実施する本事業は、就労による自立を直接促すものであり、手段として適正である。
費用と効果の関係に関する評価	国の財政負担の観点から、刑務所出所者等の就労による自立は、保護観察に関する費用や再犯防止に係る費用を減少させるなど、社会的コストの削減に大きな効果が期待されるため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

<p>政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）</p> <p><投入> 円滑な就労に向けた条件を整備するために、日常生活の自立や社会生活への適応等を支援するとともに、ハローワークが中心となって、刑務所等と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある者を選択</p> <p>↓</p> <p><活動> 担当者制による職業相談、公共職業訓練の受講あっせんなどを実施する就労支援事業を実施</p> <p>↓</p> <p><結果> 刑務所出所者等の就労による自立</p> <p>↓</p> <p><成果> 安定就労による再犯の防止</p>
<p>有効性の評価</p> <p>本事業においては、ハローワークが刑務所等の関係機関と連携をとりながら、担当者制のきめ細やかな支援を実施してきたところ、平成18年度の事業開始以降の実績は、就職件数が平成18年において1,438件、19年において2,043件、20年において2,138件と年々増加しており、有効性があるものと評価される。</p>
<p>事後評価において特に留意が必要な事項</p> <p>特になし</p>

(2) 効率性の評価

<p>効率性の評価</p> <p>国の財政負担の観点から、刑務所出所者等の就労による自立は、保護観察に関する費用や再犯防止に係る費用を減少させるなど、社会的コストの削減に大きな効果が期待されており、また、法務省保護局の調査によると、保護観察中で就労していない者の再犯率は、就労している者の再犯率の約5倍と非常に高くなっていることが示されていることから、本事業は費用対効果の観点からも効率的であると評価できる。</p>
<p>事後評価において特に留意が必要な事項</p> <p>特になし</p>

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

<p>特になし</p>

(4) 政策等への反映の方向性

<p>評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>

7. 特記事項

<p>①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当</p> <p>(1) 有・無</p> <p>(2) 具体的記載</p> <p>②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当</p> <p>(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)</p> <p>(1) 有・無</p> <p>(2) 具体的内容</p> <p>「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008－「世界一安全な国、日本」</p>

の復活を目指して一」(平成20年12月22日犯罪閣僚対策会議決定)の「第2 犯罪者を生まない社会の構築」のうち、「2 刑務所出所者等の再犯防止」において、「入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施」が掲げられている。

③審議会の指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

④研究会の有無

- (1) 有・無
- (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 有・無
- (2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

⑦その他